

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

入札監視委員会（第48回）議事概要

開催日時	令和4年（2022年）2月25日（金）14:00
場所	下関市役所本庁舎西棟5階大会議室C
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 村上 俊秀（高等学校教諭）
議事事項	(1)「下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領」の一部改正について (2)「下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準」の一部改正について (3)「総合評価方式の適用に関する事項」及び「落札者決定基準に関する事項」について 2件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし

別紙

意見・質問	審議結果、回答
<p>(1)「下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領」の一部改正について</p> <p>(2)「下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準」の一部改正について</p> <p>※下関市と下関市上下水道局で同じ内容の改正となるため一括審議</p>	
<p>工事成績評点の平均点を算出する際に対象外となる請負金額を、土木一式工事及び建築一式工事で、500万円未満から2,000万円未満に引き上げるのは、下関独自のやり方か。</p> <p>新しいやり方にした時、評点にどの程度影響するのか。</p> <p>具体的に何か不都合があって500万円未満を2,000万円未満に引き上げるのか。</p> <p>障害者雇用の報告義務がある事業者は法律で決まっており、法改正があるたびに要領の従業員数を改正しなくてよいように「事業主（従業員50人以</p>	<p>山口県は500万円未満の工事を対象外としている。下関市において、土木一式工事と建築一式工事は金額が大きいものが多いことから、そのようにしたいと考えている。やり方については、それぞれの自治体で違う。</p> <p>令和4年度は、令和2年度と令和3年度の成績で評価するが、令和3年度の成績が出揃っていないためわからない。参考までに令和元年度と令和2年度の成績で言えば、土木一式工事は、AからDの等級があって、A等級の業者にはあまり影響がない。B等級の業者は総合評価にあまり入ってこない業者となるが、こちらは金額の大きい工事を受注していないので、若干、影響が出てくると考えている。</p> <p>規模の大きい業者は、できるだけ大きい工事で点をとって評価を受けたいという傾向があり、工事成績点の上がりにくい小さい工事を敬遠することが起こり得る。そうならないように改正をしようというもの。</p> <p>はい</p>

<p>上)」の「(従業員 50 人以上)」を削除するということか。</p> <p>「下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領」の一部改正について及び「下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準」の一部改正については、事務局の提案のとおり決定するということが良いか。</p>	<p>(委員) 異議なし。</p>
<p>(3)「総合評価方式の適用に関する事項」及び「落札者決定基準に関する事項」について 2件</p>	
<p>(審議)</p> <p>特段の意見等なし</p> <p>総合評価方式を実施する工事の落札者決定時に、改めて下関市入札監視委員会の意見を聴く必要があるか、それとも改めて意見を聴く必要はないとするか。</p>	<p>総合評価方式を実施する工事の落札者決定時に下関市入札監視委員会の意見聴取を行うこととする。</p>